

藤里町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

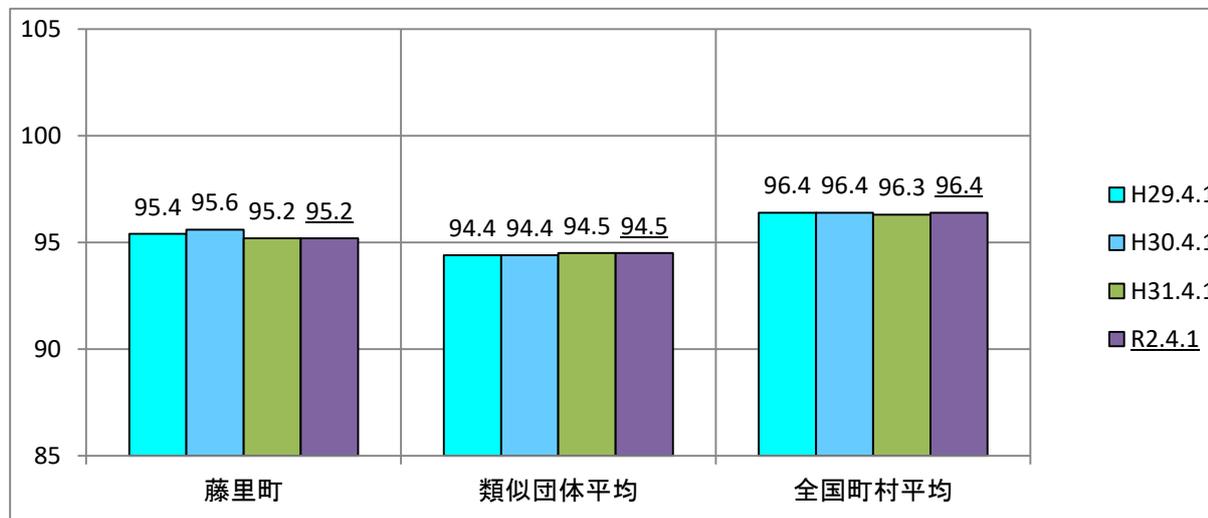
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
令和 元年度	人 3,182	千円 3,469,552	千円 134,255	千円 590,202	% 17.0	% 17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 元年度	人 66	千円 235,665	千円 33,909	千円 93,084	千円 362,658	千円 5,495	千円 5,477

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、H31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況（人事委員会を設置していないので①②記載なし）

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
令和 2年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.00

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 2年度	月	月	月	月	月	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成31年4月1日
（内容）秋田県人事委員会勧告及び他市町村との均衡を踏まえて改定を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

該当なし

③その他の見直し内容

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤里町	39.8 歳	295,082 円	327,000 円	321,956 円
秋田県	43.1 歳	328,100 円	391,492 円	359,392 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	41.1 歳	291,821 円	334,737 円	318,307 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
藤里町	55.8 歳	4 人	273,421 円	366,434 円	283,546 円	—	—	—	—
うち 用務員	55.1 歳	2 人	× 円	× 円	× 円	用務員	55.9 歳	207,900 円	×
うち 自動車 運転手	60.8 歳	1 人	× 円	× 円	× 円	自動車 運転手	52.8 歳	203,600 円	×
うち その他技 能労務職	52.5 歳	1 人	× 円	× 円	× 円	—	—	—	—
秋田県	53.0 歳	243 人	326,800 円	363,220 円	343,922 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	—	328,862 円	—	—	—	—
類似団体	47.8 歳	2 人	254,241 円	277,853 円	268,137 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
藤里町	—	—	—
うち用務員	× 円	2,862,400 円	—
うち自動車運転手	× 円	2,664,600 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成29～31年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものについては公表しない。(2人以下の項目)

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
藤里町	42.3歳	303,273円	320,043円
秋田県	48.8歳	392,200円	423,922円
類似団体	39.4歳	268,150円	291,838円

④ 税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤里町	34.8歳	271,534円	291,092円	284,267円
秋田県	一歳	一 円	一 円	一 円
国	42.8歳	358,234円	一 円	435,038円
類似団体	39.4歳	283,982円	342,846円	308,297円

⑤ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤里町	40.0歳	301,268円	327,959円	327,201円
秋田県	一歳	一 円	一 円	一 円
国	43.4歳	333,957円	一 円	385,247円
類似団体	38.8歳	266,904円	292,868円	279,337円

⑥ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤里町	43.4歳	323,485円	363,057円	362,285円
秋田県	一歳	一 円	一 円	一 円
国	47.3歳	317,928円	一 円	355,144円
類似団体	42.8歳	293,952円	332,261円	309,752円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		藤 里 町	秋 田 県	国
一般行政職	大学卒	181,928円	181,928円	182,200円
	高校卒	149,610円	149,610円	150,600円
技能労務職	高校卒	146,992円	146,992円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	—	203,675円	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

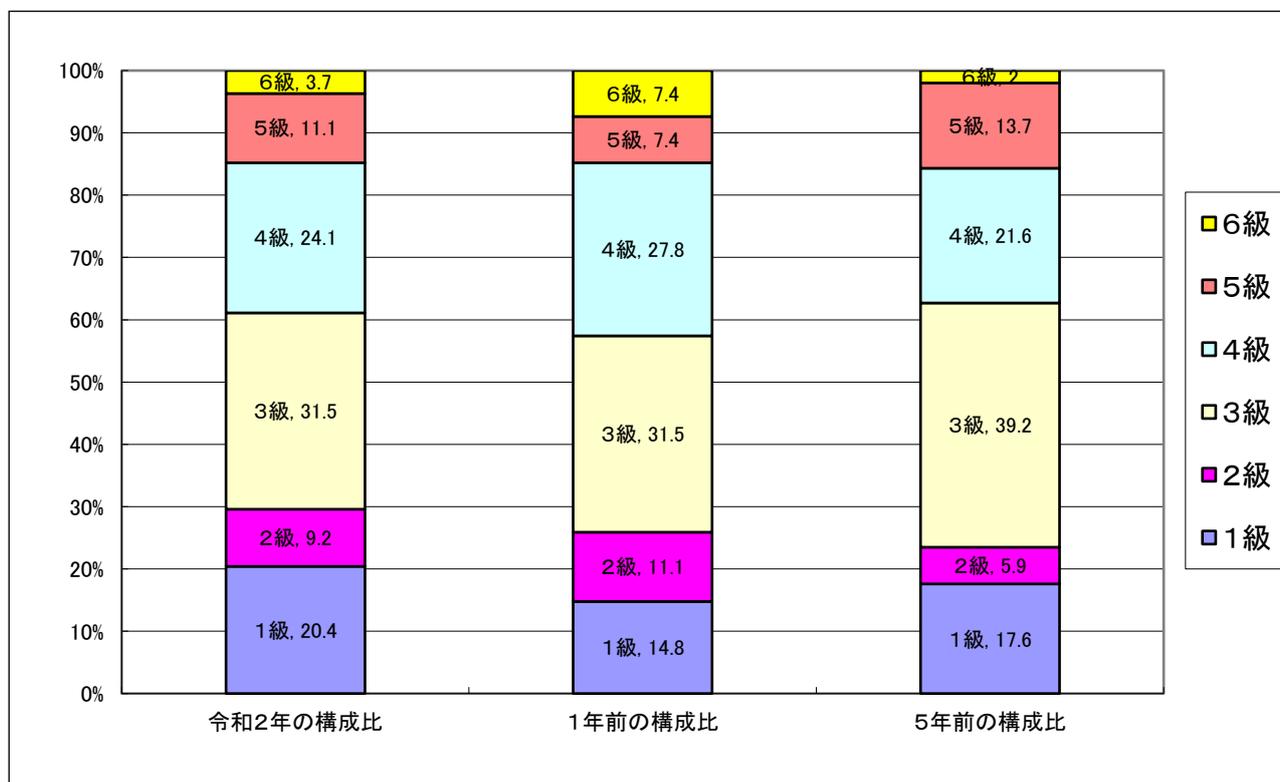
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,391円	351,977円	376,694円	—
	高校卒	228,140円	282,206円	373,120円	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	主幹、上席次・課長	2人	3.7%	321,370円	412,989円
5級	課長	6人	11.1%	290,864円	395,672円
4級	係長、課長補佐、上席主査	13人	24.1%	264,788円	383,590円
3級	主査、専門員	17人	31.5%	231,564円	352,380円
2級	主任	5人	9.2%	195,319円	306,268円
1級	主事	11人	20.4%	145,079円	249,283円

- (注) 1 藤里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況（藤里町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※人事評価は実施しているものの、昇給区分の活用は行っていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

藤里町	秋田県	国
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,403千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,712千円	—
（令和元年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.85月分 （1.40）月分 （0.90）月分	（令和元年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.85月分 （1.40）月分 （0.90）月分	（令和元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（藤里町）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度		令和3年度	

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

藤里町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%）			定年前早期退職特例措置（2～45%）		
1人当たり平均支給額	1,926千円	19,763千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当…該当がありません（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当…該当がありません（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		— %		
手当の種類（手当数）		—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する 支給単価
該当なし	—	—	— 千円	— 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	11,400千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	259千円
支給実績（平成30年度決算）	7,306千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	111千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、実際に時間外手当を支給された職員数であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	子以外 月額 6,500円/1人 子 月額 10,000円/1人 子のうち、15歳に達する日後の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までの間の子1人につき月額5,000円を加算	同じ		9,645千円	260,676円
住居手当	借家の場合支給限度額27,000円	異	28,000円	955千円	159,167円
通勤手当	交通機関利用の場合の支給限度額55,000円 自家用車等利用の場合の支給限度額31,600円	同じ		1,829千円	53,800円
管理職手当	給料月額100分の12.5以下の額	異	支給割合が異なる	8,400千円	336,000円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ		0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		給料 月 額 等	
給料	市区町村長	712,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副市町村長	554,000円	770,000円 / 455,000円 630,000円 / 440,000円
報酬	議長	279,000円	344,000円 / 140,000円
	副議長	242,000円	279,000円 / 115,000円
	議員	233,000円	261,000円 / 100,000円
期末手当	市区町村長	(令和元年度支給割合) 3.225月分	
	副市町村長	(令和元年度支給割合) 3.225月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市町村長	給料月額 \times 47/100 \times 勤続月数	16,062,720円 任期满了時
		給料月額 \times 28/100 \times 勤続月数	7,445,760円 任期满了時
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

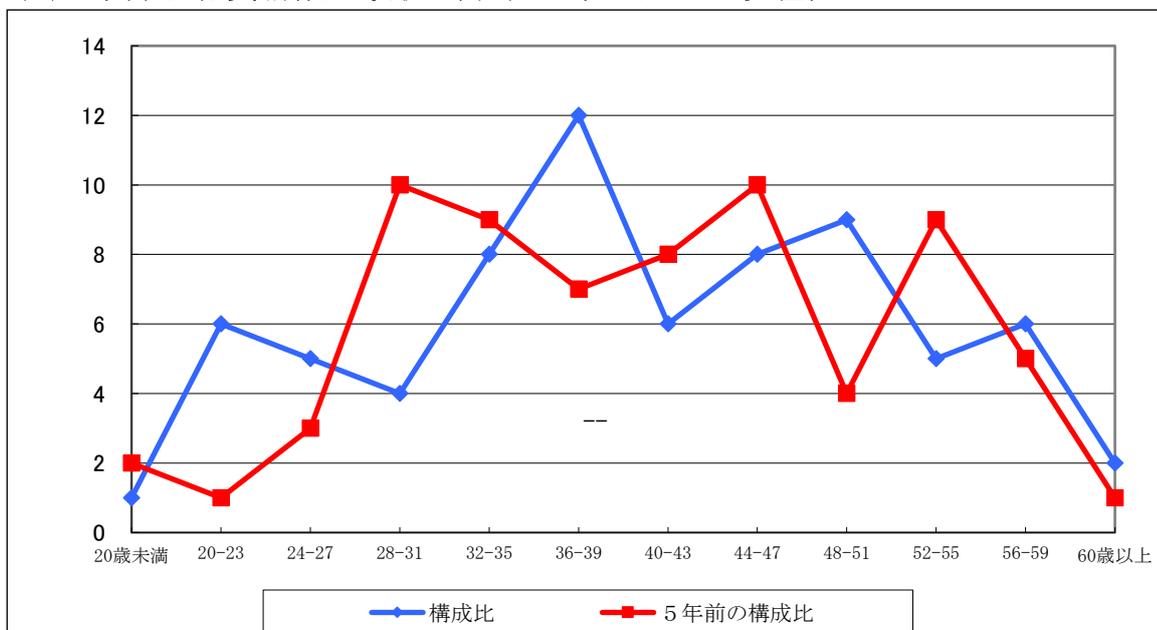
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
		平成31年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	1	1	0	行政組織見直しによる減 行政組織見直しによる増 行政組織見直しによる増 行政組織見直しによる減
	議 会 総 務 企 画	16	15	▲1	
	税 務	3	3	0	
	民 生	7	8	1	
	衛 生	5	6	1	
	労 働	0	0	0	
	農 林 水 産	11	10	▲1	
	商 工	5	5	0	
	土 木	5	5	0	
	計	53	53	0	
教 育 部 門		13	13	0	
消 防 部 門		0	0	0	
小 計		66	66	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 201人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 258.70人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	0	0	0	
	水 道	1	1	0	
	下 水 道	1	1	0	
	そ の 他	4	4	0	
	小 計	6	6	0	
合 計		72 [74]	72 [74]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 219人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	6人	5人	4人	8人	12人	6人	8人	9人	5人	6人	2人	72人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	50	53	53	55	53	53	3(6.0%)
教育	13	12	12	13	13	13	
消防	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	63	65	65	68	66	66	3(4.8%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	6	
総合計	69	71	71	74	72	72	3(4.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。